

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

6月26日発行

Vol.652

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。



浪江町公式Facebook
「つながろう なみえ」から

大堀に窯元が復活

原発事故後はじめて、大堀に窯元が帰還します。
作陶を再開するのは、「陶吉郎窯」の近藤学さん。
店舗に並ぶ作品は約400点。

そのなかには、近藤さんの悲願でもあった、大堀相馬焼
の主原料であり、地元の山で採掘される「砥山石(とやまいし)」を使用した焼き物も並んでいます。



 4ページをご覧ください。

目次

●「みなみそうまトピックス」から

- ・南相馬市スマート農業
(アイガモロボ)講習会 ----- 2

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 3
- 浪江町 ----- 4
- 双葉町 ----- 6
- 郡山市 ----- 13

●東京電力ホールディングス

- ・個人さまに対する請求書類
「一時立入、検査受診等にもなう
移動費用の賠償」の発送について
----- 15
- ・中間指針第五次追補等を踏まえた
追加賠償の対応状況 ----- 16

6/11

火

南相馬市スマート農業(アイガモロボ)講習会

6月11日、東北大学、株式会社NEWGREEN、南相馬市(協力:井関農機株式会社)の主催で水田除草ロボットの新型アイガモロボに関するデモンストレーションが「農事組合法人あいアグリ太田」の前で行われました。

このアイガモロボには東北大学が開発したリチウムイオン電池が搭載されており、太陽光パネルからの発電のみで動くとのことです。

今後、田植え直後の雑草防止効果についてさらに研究が進められる予定です。



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663

<http://www.minamisoma.tv/channel/>



今週の番組

- 00分～ オープニング&今週の番組
- 01分～ 令和6年度 相馬野馬追 ～野馬懸～
- 34分～ 南相馬市スポーツ少年団【原町ブルーユナイト】
- 41分～ 第81回 相馬野馬追振興 春季競馬大会
- 72分～ 博物館通信vol.20
- 88分～ 南相馬市役所 任期付職員募集

番組内容 [6/21～6/28]



みゆーまくん



南相馬市からのお知らせ

福島第一原発の燃料デブリ取り出し工法説明会開催のお知らせ

6月20日HP更新

原子力損害賠償・廃炉等支援機構(NDF)は、政府出資の認可法人であり、原子力事業者が廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究および開発、助言、指導および勧告などの業務を実施しています。

NDFでは、福島第一原発の廃炉で最大の難関とされる「燃料デブリ」の本格的な取り出しに向け、その工法について専門的な見地から検討し、令和6年3月に報告書を公表しました。

その内容についてわかりやすくお伝えするとともに、デブリの取り出しをはじめ、廃炉に関するさまざまな疑問にお答えする説明会が開催されます。

日時

6月29日(土) 午後2時30分～4時

場所

原町生涯学習センター(サンライフ南相馬)集会室

▶ 広報チラシ[PDF]

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/8/20240619_cY5Zz.pdf



● 原子力損害賠償・廃炉等支援機構ホームページ

▶ 福島第一原発の燃料デブリ取り出し工法説明会

<https://www.dd.ndf.go.jp/activity-report/scfdrm/index.html>



問い合わせ

復興企画部 危機管理課 防災係

TEL 0244-24-5232



浪江町からのお知らせ

浪江町公式Facebook「つながろう なみえ」から

大堀に窯元が復活！「陶吉郎窯」6月30日(日)オープン

原発事故後はじめて、大堀に窯元が帰還します。

作陶を再開するのは、「陶吉郎窯」の近藤学さん。6月30日に新店舗がオープンします。

店舗に並ぶ作品は約400点。

そのなかには、近藤さんの悲願でもあった、大堀相馬焼の主原料であり、地元の山で採掘される「砥山石(とやまいし)」を使用した焼き物も並んでいます。

「大堀で再開するには、どうしても砥山石を使いたかった」と近藤さん。他の窯元が震災前に採掘したもので、屋内で保存していたことから放射線が低く、今回近藤さんが譲り受けました。

これまで自身で屋外に保管していた砥山石は、放射線が高く使用をあきらめていましたが、ようやく念願が叶った形です。

ぜひ大堀に足を運んでいただき、思いのこもった作品の数々をご覧ください。

【店舗情報】

住所：浪江町大堀字後畑98-1

営業時間：午前10時～午後6時

定休日：火曜日(不定休あり)



請戸産ヒラメたっぷり！常磐もの新グルメ誕生

道の駅なみえに新グルメが誕生しました。

その名も「なみえバーガー」。

水産業者を応援するため、請戸産ヒラメの香味焼きを主役に、浪江のブランド玉ねぎ「浜の輝」のマリネ、ふたば未来学園の生徒が開発したヒラメ入りタルタルソースをトッピングしバンズで挟みました。

道の駅なみえ渡邊駅長は「肉厚のヒラメに合うタルタルソースを高校生に開発してもらいました。浪江のご当地バーガーをぜひ味わってほしいです」と話していました。

また、試食した人によると「玉ねぎやトマトの酸味と塩味が、肉厚のヒラメの香味焼きと相性抜群だった。」とのことでした。

・値段：税込730(ナミエ)円

・販売日：土日、祝日限定

※ヒラメの水揚げ量によって販売数が変わります。



なみえバーガー

福島県沖などで水揚げされる魚介類「常磐もの」の安全とおいさをPR。水産業者を応援する商品です。

**なみえ産ヒラメ入り
おさかなタルタルソース使用。**
(ふたば未来学園高校7期生監修)



マリネしたブランド玉ねぎ(浜の輝)の酸味と塩味の効いたヒラメのタルタルソース入りバーガー





双葉町からのお知らせ

令和6年度双葉町甲状腺検査について

6月24日HP更新

双葉町では、震災当時39歳以下だった方（昭和46年3月10日以降に生まれた方）を対象に、毎年甲状腺検査を実施しています。

甲状腺は、継続的に検査を行い、異常の早期発見や経過観察をすることが大切です。

下記をご確認のうえ 受検されますようお知らせします。

まだ一度も検査を受けたことがない方は、ぜひ受検されますことをおすすめします。

対象者

- 震災震災当時に39歳以下で、双葉町に居住していた方
（昭和46年3月10日～平成23年生まれ）
※現在、双葉町に住民票がなくても対象となります。
- 被ばくについて不安をお持ちの方で双葉町に住民票のある方、もしくは震災当時双葉町民だった方

実施期限

令和7年3月31日

実施医療機関

項目	福島県内	福島県外
検査機関	福島県ひらた中央病院 (石川郡平田村上蓬田字大隅30)	全国の実施医療機関
予約方法	双葉町健康福祉課へ電話	医療機関へ電話
検査内容	(1)超音波検査 (2)血液検査(小学生以上) (3)尿検査(18歳未満) (4)ホールボディカウンタによる内部被ばく検査	超音波検査
検査実施日	(1)曜日:月曜日、水曜日 (2)時間:午後2時15分、3時 ※診察 検査から1カ月後以降の 第2・4木曜日の午前11時または午後2時	検査日や対象年齢など、医療機関によって異なります。 各病院にお問い合わせください。
備考	保険診療の方は、ひらた中央病院へ直接予約をしてください。	

次ページへ続きます 

▶ 全国の実施可能医療機関[PDF]

https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/8193/R6_01_iryokikan.pdf



持ち物

保険証、被災証明書

検査費用

無料

その他

震災当時18歳以下だった方は、福島県立医科大学が実施する県民健康調査の甲状腺検査も受検できます。

▶ 甲状腺検査の関連情報[PDF]

https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/8193/R6_02kojyosuen.pdf



放射線健康相談窓口のご案内

健康福祉課では、福島県立医科大学・長崎大学と連携し、放射線に関して、より専門的な相談ができます。

お気軽にご相談ください。

問い合わせ

健康福祉課 健康づくり係

TEL 0240-33-0131

町内への帰還に伴う移転(引っ越し)費用を補助します

6月25日HP更新

～【令和6年度 双葉町ふるさと帰還等支援事業】のご案内～

町では、東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故により避難を強いられた町民の皆さまの町内への帰還促進を図るため、避難先住宅等から町内の自宅等へ移転(引っ越し)に要した費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

※ 町外間での移転、二地域居住の方は対象外です。

補助対象者

県内外の「避難先住宅等」(※1)から町内の「自宅等」(※2)へ移転(引っ越し)を完了した世帯の代表者で、以下の要件を満たす方

- (1) 平成23年3月11日時点で双葉町に居住していた方
- (2) 令和7年3月31日までに町外の避難先住宅等から町内の自宅等への移転が完了している方
- (3) 他の事業による移転費用の補助を受けていない方
- (4) 応急仮設住宅等で不適切な入居が認められていない方
- (5) 二地域居住者でない方
- (6) 町税等の滞納がない方

※1 「避難先住宅等」とは

災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づき、福島県または福島県からの事務の委任を受けた市町村もしくは応援要請を受けた他の都道府県が応急仮設住宅として供与する建設型仮設住宅、借上住宅(雇用促進住宅、UR賃貸住宅を含む)、公営住宅、公務員宿舎などのみなし仮設住宅、その他同法によらず自治体の支援による無償提供される公営住宅など、および双葉町外に建設、購入または賃貸している住宅

※2 「自宅等」とは

平成23年3月11日時点において現に居住していた双葉町内の住宅、双葉町内への移転に伴い新たに建設、購入または賃借する住宅、災害公営住宅など

補助対象経費および補助金額

■ 補助対象経費

- (1) 家財道具の運搬のため引っ越し業者または作業を依頼した者などに支払った費用
- (2) 家財道具の運搬のため利用した車両などの賃借料
- (3) 家財道具の運搬のため利用した車両の燃料費
- (4) 家財道具の運搬のため購入した消耗品費

次ページへ続きます 

- (5) 移転先までの移動にかかる交通費、燃料代
- (6) 不要となった家財道具の処分にかかる手数料
- (7) 電話の移転手続きにかかる費用

■ 補助金額

避難先住宅等 所在地(※3)	補助金額	
	複数世帯(※4)	単身世帯(※4)
県外	150,000円	100,000円
県内	100,000円	80,000円

※3 「避難先住宅等所在地」は、自宅等へ移転する直前に入居していた避難先住宅等の所在地をいいます。

※4 「複数世帯」と「単身世帯」の区別は、自宅等へ移転する直前に入居していた避難先住宅等から自宅等への移転が完了した人数によるものとします。

手続きの流れ

① 町内への自宅等への移転(引っ越し)

町外の避難先住宅等から、町内の自宅等への移転(引っ越し)を完了します。



② 交付申請書を提出

所定の様式に必要な事項を記入のうえ、必要な書類を添付し、提出してください。

- ・ 双葉町ふるさと帰還等支援事業補助金交付申請書兼自宅等移転完了報告書兼請求書(様式第1号)
- ・ 自宅等移転後の公共料金の領収書等の写し(様式第2号に貼り付けてください。)
- ・ 避難等の経過申告書(様式第3号)
- ・ 補助金振り込みのための預金通帳の写し



③ 補助金の交付決定

町で申請内容を審査し、補助金を交付するものと認めたときは、「交付決定・確定通知書」を申請者あてにお送りします。



④ 補助金の支払い

交付決定後、指定の口座に補助金を振り込みます。

次ページへ続きます 

申請書等様式

●様式第1号:補助金交付申請書兼自宅等移転完了報告書兼請求書

▶ Word版

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15313/01.docx>



▶ PDF版

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15313/01.pdf>



▶ 記入例 [PDF]

https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15313/01_ex.pdf



●様式第2号:公共料金の領収書等貼付台紙

▶ Word版

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15313/02.docx>



▶ PDF版

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15313/02.pdf>



▶ 記入例 [PDF]

https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15313/02_ex.pdf



●様式第3号:避難等の経過報告書

▶ Word版

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15313/03.docx>



▶ PDF版

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15313/03.pdf>



▶ 記入例 [PDF]

https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15313/03_ex.pdf



次ページへ続きます 

申請書等提出期限

令和7年3月19日(水)

※ 郵送の場合は、期限必着

【書類提出先・お問い合わせ先】

〒979-1495 双葉町大字長塚字町西73番地4

双葉町 住民生活課

TEL 0240-33-0126

問い合わせ

住民生活課

TEL 0240-33-0126

双葉町公式YouTubeチャンネルから

相馬野馬追2024 ダイジェストムービー

国の重要無形民俗文化財に指定されている相馬野馬追が5月25日～27日の3日間にわたり開催され、双葉町からは8騎の騎馬武者が出陣しました。

26日の本祭りで行われた相馬流れ山踊り伝承公開では、双葉町・大熊町の相馬流れ山踊り保存会が踊りを披露し、本祭り後には震災後14年ぶりに双葉町での凱旋行列が復活するなど、今年の相馬野馬追は双葉町にとって特別なものとなりました。

この動画は、5月25日のお繰り出し・宵乗り、26日の本祭り・双葉町凱旋行列の様子をまとめたダイジェスト動画です。

双葉町騎馬会と相馬流れ山踊り保存会の勇姿をぜひご覧ください。

▶ <https://youtu.be/nLxDu4SpUok>



双葉町内空間線量率の測定結果について(令和6年5月測定)

6月21日HP更新

令和6年5月に測定した結果を県ホームページ上に公表しましたのでお知らせします。

町では独自に町内の空間線量率を測定しており、町内約540地点について2月、5月、8月、11月の年4回定期的に測定しています。

町では今後とも測定を継続し、ホームページ上で公表していきます。

測定結果は県ホームページで確認できます。(町名、測定月を選択してご確認ください)

福島県放射能測定マップ
Fukushima prefecture radioactivity measurement map

<http://fukushima-radioactivity.jp/pc/>



- ㊦が町で測定したポイントになります。
- ㊤、㊦がモニタリングポストの測定値です。

確認できる項目

1. 住所、地点名
2. 測定日時
3. 空間線量率(地上1m、1cmの地点)
4. 空間線量率の推移(グラフでご確認ください。)

今回の測定結果について

1. 避難指示解除区域

- 町内の空間線量率(帰還困難区域除く)は前回(2月測定)と比較して、復興事業工事などで周囲の状況が変化している地点を除くとほぼ変化はありませんが、枯葉や砂などが堆積している場所ではわずかに増加している傾向がみられます。
(平均 $0.37\mu\text{Sv/h}$ →平均 $0.38\mu\text{Sv/h}$)
- 国の追加ひばく線量の目標値 1mSv の基準となる $0.23\mu\text{Sv/h}$ を下回る地点はおおむね横ばいです。

2. 帰還困難区域

- 町内の帰還困難区域の空間線量率は前回測定(2月測定)と比較して変化はありませんでした。(平均 $1.39\mu\text{Sv/h}$)

問い合わせ

住民生活課

TEL 0240-33-0126



郡山市からのお知らせ

令和6年度郡山市定額減税補足給付金(調整給付)について

6月20日HP更新

令和6年分の所得税から3万円、令和6年度の個人市県民税所得割から1万円の定額減税が実施されます。その際に、減税しきれないと見込まれる方に対し、その差額を給付金として支給します。

▶ 令和6年度の個人市県民税に適用される定額減税について

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/30/108101.html>



▶ 所得税定額減税について(国税庁のホームページ)

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>



支給対象者

郡山市から令和6年度の個人市県民税が課税されている方(合計所得金額が1,805万円を超える方を除く)のうち、**定額減税可能額(※1)**が、**令和6年分推計所得税額(※2)**または令和6年度分個人市県民税所得割額を上回る方が対象です。

※1 定額減税可能額

- 所得税分 = 3万円 × 減税対象人数
- 個人市県民税所得割分 = 1万円 × 減税対象人数

※減税対象人数 = 納税義務者本人 + 控除対象配偶者(国外居住者を除く)
+ 扶養親族(16歳未満扶養親族を含む・国外居住者を除く)

※2 令和6年分推計所得税額

令和6年分の所得税額は、令和6年1月から12月までの所得に対して課税されますが、令和5年の所得・扶養の状況からデジタル庁の算定ツールを用いて算定します。

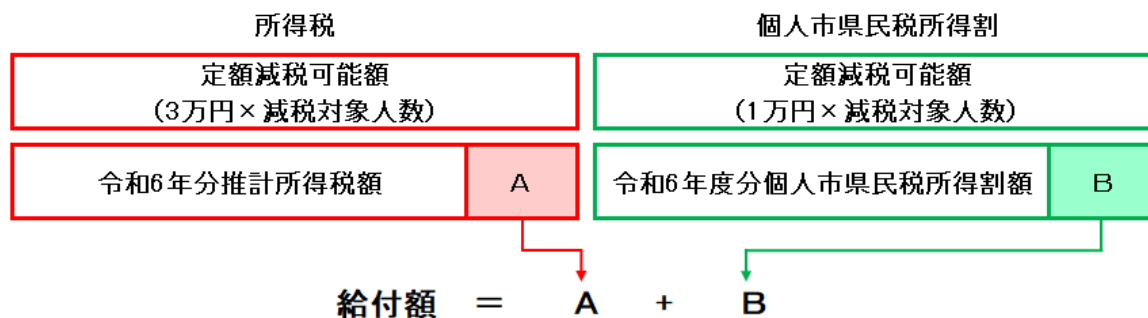
なお、令和6年分の所得税額等の確定後、給付額に不足があることが判明した場合は、追加で令和7年度に給付する予定です。

給付額の算定方法

給付額は、AとBの合計額(1万円単位に切り上げて支給)

- A 所得税分定額減税可能額 - 令和6年分推計所得税額(A < 0の場合は0円)
- B 個人市県民税所得割分定額減税可能額 - 令和6年度分個人市県民税所得割額
(B < 0の場合は0円)

次ページへ続きます



例：A+B=11,000円の場合は、20,000円が給付されます。(1万円単位で切り上げ)

(A+Bの算出結果が0円の場合は、結果として給付対象金額ないので給付されません。)

※ 令和6年分推計所得税額および令和6年度分個人市県民税所得割額が両方とも0円の場合は給付されません。

申請方法

支給対象となる方には、7月下旬頃(予定)に給付額を記載した通知を送付します。

申請については、送付する通知の中の確認書を返送いただくか、確認書内のQRコードを読み取り電子申請することも可能です。

申請期限

10月31日(木)

支給時期

申請受け付け後、審査の上、順次、給付金を支給します。

※ 市が不備のない確認書および添付書類を受理した日から30日以内が目安です。
書類の不備などにより、支給が遅れる場合があります。

●給付金を装った詐欺にご注意ください

不審な訪問、電話、メールおよび郵便物などがあった際には、最寄りの警察署や警察相談専用電話(＃9110)へご相談ください。

▶ 注意喚起チラシ[PDF]

<https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/attachment/82907.pdf>



問い合わせ

税務部 市民税課

TEL 024-924-2081

個人さまに対する請求書類 「一時立入、検査受診等にもなう 移動費用の賠償」の発送について

2024年6月24日

東京電力ホールディングス株式会社
福島復興本社

当社福島第一原子力発電所の事故により、今なお、福島県および広く社会の皆さまに多大なるご心配とご負担をおかけしていることにつきまして、心より深くお詫び申し上げます。

「一時立入、検査受診等にもなう移動費用の賠償」につきまして、以下のとおりご請求の受付を開始させていただきますので、お知らせいたします。請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。（概要については2018年3月26日お知らせ済み）

- ・ご請求対象期間：2024年4月1日から2024年6月30日まで（原則3カ月単位）
- ・ご請求受付開始：2024年7月1日

費用をご負担された事実が確認できる証明書類のご提出は、原則、必要となります（2018年3月26日ご案内済み）。なお、高速道路や公共交通機関をご利用の場合、一般的に費用をご負担された事実が確認できる証明書類※を得られることから、2021年4月以降に発生した費用のご請求（原則3カ月単位）にあたっては、原則、費用をご負担された事実が確認できる証明書類※のご提出が必要となります。

そのため、これらの証明書類については、ご請求いただくまでの間、大切に保管いただきますようお願いいたします。

なお、ご提出いただいた証明書類やご請求書類に記載いただいた内容について、当社から問い合わせをさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

（※）①高速道路をご利用の場合：利用証明書（領収書）やETC利用明細書など

②公共交通機関（例：新幹線・特急、高速バスなど）をご利用の場合：
領収書やICカード利用明細書など

なお、やむを得ない理由により、上記以外にも損害の継続を余儀なくされている方につきましては、別途、ご事情をお伺いさせていただきますので、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

問い合わせ

<原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先>

福島原子力補償相談室（コールセンター）



0120-926-404

午前9時～午後7時（月～金（除く休祝日））

午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

中間指針第五次追補等を踏まえた 追加賠償の対応状況

6月7日

東京電力ホールディングス株式会社
福島原子力補償相談室

<追加賠償の対象者:約148万人>

①追加賠償のご請求書発送・ウェブ請求受付状況 6月3日現在 ()内は4月24日現在

	累計	
ご請求書発送・ウェブ請求受付	約135万人 ※1	(約134万人)
(内訳) ご請求書発送受付	約115万人	(約114万人)
ウェブ請求受付	約20万人	(約20万人)

※1: 四捨五入により内訳の合計と一致しない場合があります。

②追加賠償のご請求・お支払い実績 6月3日現在 ()内は4月24日現在

	累計	
ご請求受付人数	約127万人 (約125万人) ※2	
お支払い完了人数※3	約124万人 (約121万人)	

※2: ウェブ請求の方、約19万人を含む。

※3: お支払い予定の方を含む。

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している 世帯数と人数(2024.6.26現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	13	32
原町区	3	3
南相馬市 計	16	35
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合 計	23	53

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511